福祉

されます。

ただし、障害を事由とする

ている父母又は養育者に支給

児童扶養手当 特別児童扶養手当 の該当者は申請を

児童扶養手当

問い合わせ

役場福祉課生活·障害福祉係

使用者の安全

散布をする時は、

体調を整

得制限があります。

対象児童が施設などに入所し 年金を受給していないこと、

ていないことなどの条件や所

支給されます。 養育している母又は養育者に 害がある場合は20歳未満)を でない児童(18歳未満、

手当の対象となる児童

2 1 父が死亡した児童 父母が離婚した児童

4 3 父が1年以上遺棄してい 父が生死不明である児童 父が重度の障害をもつ児童

父が1年以上拘禁されて

いる児童 未婚の母が出産した児童

い児童 ただし、遺族補償を受けて 出産の事情が明らかでな

があります。 いないなどの条件や所得制限

9 8 5 4 1 1

問い合わせ 役場福祉課児童福祉係

特別児童扶養手当

身に障害のある児童を監護し この手当は、 20歳未満の心 安全使用の基準を守って使用

この手当は、父と生計が同

届の提出について 特別児童扶養手当の所得状況 児童扶養手当の現況届及び 9 9 8 5 1 1 2

よう。

行い、事故の防止に努めまし え、肌の露出の少ない服装で

別途通知しますので、 出してください。 ればなりません。 又は所得状況届を提出しなけ る方は、毎年8月中に現況届 これらの手当を受給してい 現在、受給している方には、 必ず提

農業

げましょう。 を心がけ、安全防除の輪を広 は適切に行い、安全への対策 する時期になりました。防除 病害虫や雑草が活発に活動

安全防除について

北伊予支所

9 8 4

2 1 0

農産物の安全 農薬は使用方法を確認し、

松山市農業協同組合

岡田支所

松前支所 9 8 4 9 8 4

00 00

斉防除について

問い合わせ な作業です。 皆さんのご理解、 かな実りを迎えるための大切 **〜協力をお願いします。** 農産物を病害虫から守るた 一斉防除を行います。豊

環境の安全 しましょう。

浄し、適正に処理しましょう。 適正に処理してください。 者」に引き取ってもらうなど、 は丹念に洗い、「産業廃棄物業 はできません。使用済み容器 農薬の空容器の「野焼き」 使用済み容器はしっかり洗

正な取引行為が禁 止されます

●規制の内容

愛媛県消費生活条例では、消費者契約の適性化を図るため、事業者による次の①~⑦の行為を 正な取引行為」として平成17年7月1日から禁止しました。

県は、違反事業者に対して、指導又は勧告(勧告に従わない場合は事業者の氏名などを公表)すること ができるとともに、被害防止のために緊急の必要があるときは、事業者の氏名などを消費者に周知する こととしています。

●不適正な取引行為の内容

①契約勧誘における情報提供が不適正な行為 ②契約勧誘の方法が不適正な行為 ③契約内容に関し ての不適正な行為 ④消費者の債務履行に際しての不適正な行為 ⑤事業者の債務履行に際しての不適 ⑥契約解除に際しての不適正な行為 ⑦消費者信用取引における不適正な行為 正な行為

●詳しい内容について

愛媛県のホームページ(http://www.pref.ehime.jp/)の「くらし・防災」→「消費・家庭生活」の「愛 媛県消費生活条例で禁止する不適正な取引行為について」をご覧ください。

【不適正な取引行為に関する問い合わせ】

愛媛県県民環境部管理局 県民生活課消費生活係 ☎912-2336